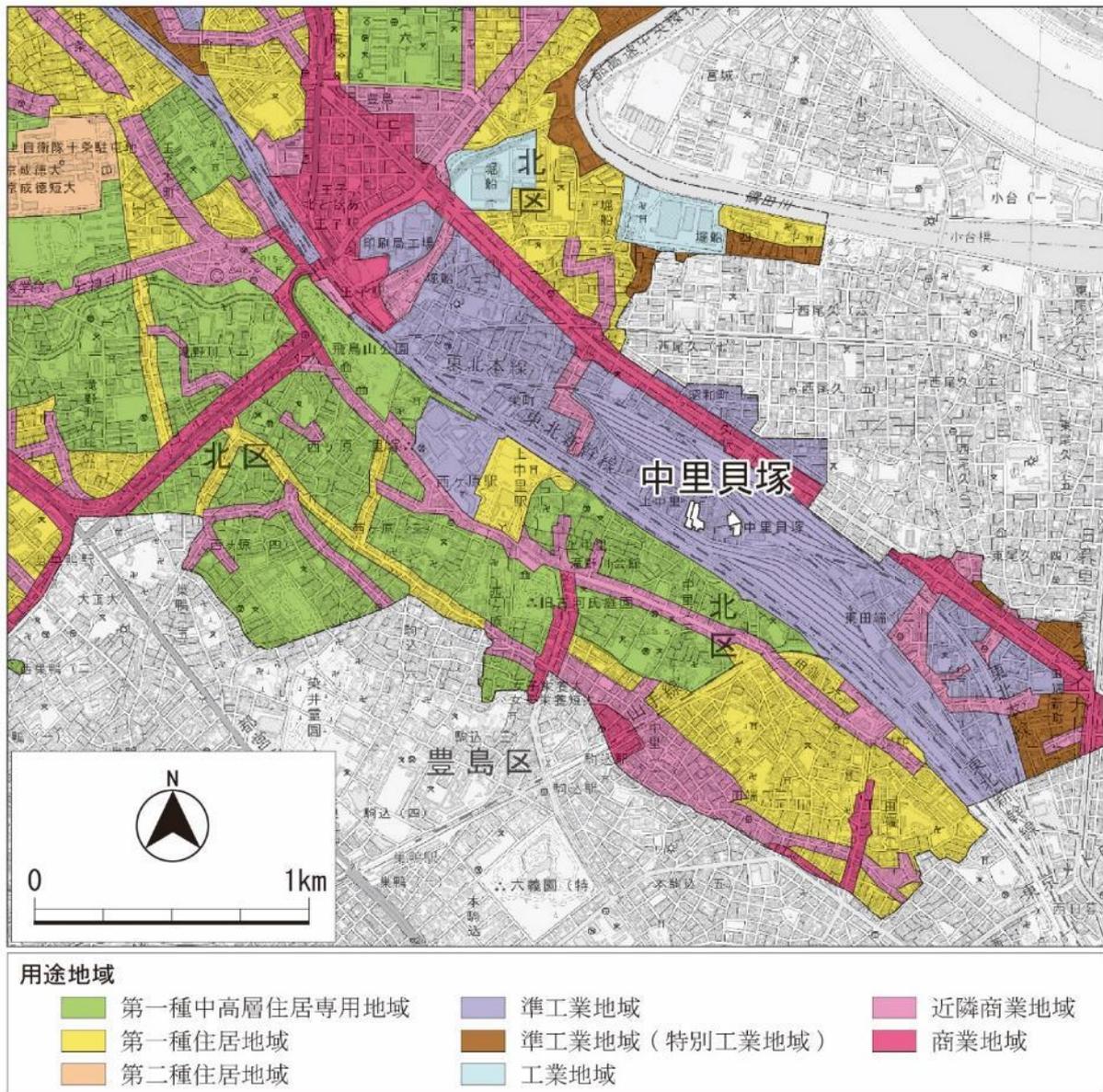


②都市計画法（用途地域、用途制限など）

【担当窓口：北区まちづくり部都市計画課】

北区は「東京都市計画区域」にあり、荒川・隅田川・新河岸川が市街化調整区域となっている以外は、全て市街化区域となっている。

史跡指定地周辺の用途地域は、準工業地域に指定されており、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場は建てられない地域となっている。



第 23 図 中里貝塚周辺の用途地域

●用途地域内の建築物の用途制限

分類	建物の用途	用途地域												
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	準工業地域(特別工業地区)	工業地域	工業専用地域
住居系	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
文教系	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
宗教系	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
医療系 福祉系	保育所等、診療所、一般の公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
商業系	ホテル、旅館	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	×	×
	店舗	住宅付属の一定規模以下の店舗・飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		一般の店舗・飲食店等	×	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△
	事務所	住宅付属の一定規模以下の事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		一般の事務所	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	○	○
	風俗 営業等	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	×	×	×	×	×	△	△	○	○	○	△	×
		カラオケボックス等	×	×	×	×	×	△	△	○	○	○	△	△
		キャバレー、料理店等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×
		個室付浴場業に係る公衆浴場等	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	車庫	2階以下かつ300㎡以下のもの(付属車庫を除く)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3階以上又は300㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	運動施設等	ポーリング場、スケート場、水泳場等	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	×
		劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の客席部分の床面積の合計が200㎡未満のもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×
		劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×
工業系	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が500㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	○	○	
	火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
卸売市場等	卸売市場、と畜場、火葬場、ごみ焼却場、汚水処理場等	原則的には都市計画で位置の指定をうけなければならない												

△ 600㎡以下のものに限り建築可能

△ 2階以下かつ150㎡以下のものに限り建築可能

△ 2階以下かつ500㎡以下のものに限り建築可能

△ 2階以下かつ1,500㎡以下のものに限り建築可能

△ 3,000㎡以下のものに限り建築可能

△ 10,000㎡以下のものに限り建築可能

△ 物品販売店舗、飲食店は建築禁止

○ 建てられる用途

× 建てられない用途

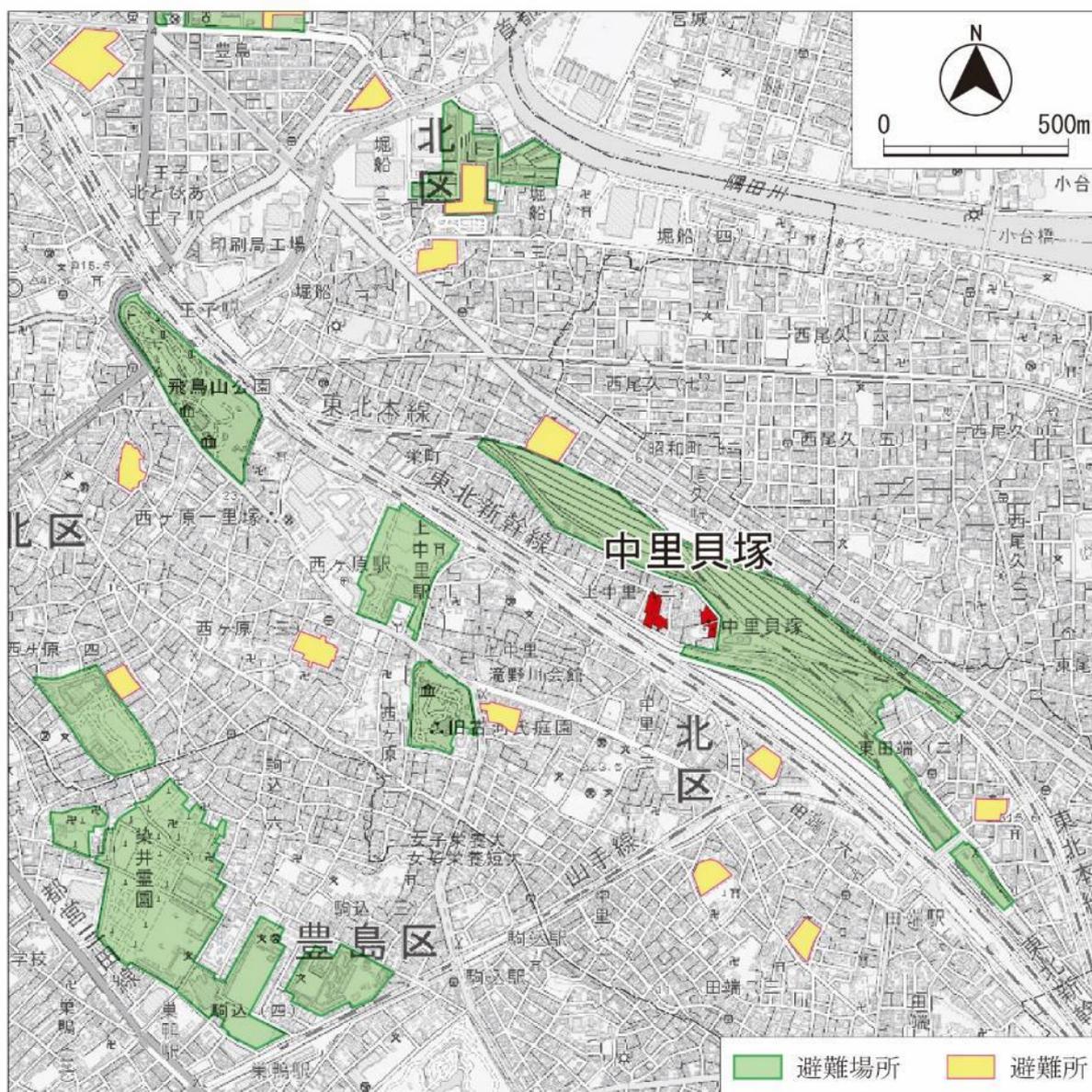
③災害対策基本法（避難場所、避難所など）

【担当窓口：北区危機管理室防災課】

災害対策基本法とは、「国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的」とした法律である。北区は平成30年（2018）に改訂版の『東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）』を策定している。

避難場所とは、地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待つ場所であり、東京都震災対策条例に基づき昭和47年（1972）から東京都が指定している。平成30年（2018）6月に第8回の指定見直しを行い、北区内の避難場所は21か所となっている。

史跡指定地周辺の避難場所としては、「JR田端・尾久駅周辺一帯」が指定されているが、操車場のため、通常は立ち入ることができないことから、災害時に近隣住民が速やかに避難できる状況とはなっていない。



第24図 中里貝塚周辺の避難場所及び避難所

④東京都屋外広告物条例

【担当窓口：北区土木部施設管理課占用係】

「屋外広告物」とは、(1)常時又は一定の期間継続して(2)屋外で(3)公衆に表示されるものであって、(4)看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう（屋外広告物法第2条第1項）。

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等を出す（＝屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する）ことを禁止する必要がある地域や場所を禁止区域（条例第6条）として定めているとともに、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を出せない禁止物件（条例第7条）として定めている。また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域（条例第8条）として定めている。

史跡の一部（中里貝塚史跡広場）は、「公共団体の管理する公園」に該当する。禁止区域、禁止物件及び許可区域の概要は、以下の通りである。

区分	禁止区域・禁止物件		主な適用除外広告物	
	禁止されている地域・場所の例		許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
禁 止 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区のうち知事が指定する区域 ○旧美観地区[*]、風致地区 (知事の指定により出せる場所あり) ○保安林 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域（4ページ及び5ページ参照） ○前記に掲げるものの他、別に知事が定める地域 		<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの (次ページ参照) ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの (次ページ参照) ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁 止 物 件	禁止されている物件の例		許可を受けて出せる広告物
<ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） 				
<p>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 				

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう（以下同じ。）。

（『屋外広告物のしおり』 p. 2 を改変）

(2) 土地所有状況・公有化の経緯

東西2箇所に分かれる史跡指定地は、いずれも公有地である。

東側指定地は、北区が公園用地として土地を取得し、史跡指定前には公有地になっていたものである。

西側指定地は、指定に至る経緯で述べたように、マンション建設に伴う事前調査中に史跡指定ならびに土地買上げの方針が決まり、公有地化が図られたものである。土地買上げに要する費用負担は国庫補助金が見込まれ、史跡指定申請書の提出前に北区土地開発公社が土地所有者から土地を先行取得した。史跡指定の翌年、区は北区土地開発公社から買戻す売買契約を結んで所有権移転し、史跡指定地は区所有地となった。買戻しに要した購入費は、史跡等買上げ（先行取得償還）事業として国庫補助金の交付を受け、10カ年で償還している。

また、追加指定地については、指定後に土地所有者から北区土地開発公社が購入し、次に区が史跡等買上げ（直接買上げ）事業として国庫補助金の交付を受け、北区土地開発公社から2カ年で買戻して区所有地になっている。

第3表 中里貝塚の調査履歴と公有化の経緯

	中里遺跡 (中里貝塚)	中里貝塚(史跡指定地) / 合計面積: 6,248.49㎡		
		A地点	B地点	J地点
		2,177.45㎡ 2-19, 2-20, 4-25	2,256.25㎡ 8-3, 8-14, 9-13, 9-14	1,814.79㎡ 8-4, 8-5, 9-3, 9-17
明治19年 (1886)	白井光太郎が「中里村イ塚」として『人類学会報告』に初めて報告			
明治27年頃 (1894頃)	鳥居龍蔵・佐藤傳蔵の調査			
昭和33年 (1958)	和島誠一のトレンチ調査	(和島トレンチ)		
昭和57年 (1982)	東北新幹線事業に伴う試掘調査を実施(中里遺跡)			
昭和58年 (1983)	“東北新幹線中里遺跡調査会”・“中里遺跡調査団”設立、本調査を実施			
昭和59年 (1984)	東北新幹線事業に伴う本調査が終了(中里遺跡)			
平成2年 (1990)	上中里2-45(老人ホーム)と東田端2-20(東日本旅客鉄道本社ビル)の発掘調査	最大厚 約4.5m の貝層を検出		
平成8年 (1996)	北区が公園用地として取得した“上中里2丁目広場”の発掘調査 10/12、10/19: 現地説明会を開催 11/13: 天皇皇后両陛下が御見学	A地点の調査		
平成9年 (1997)	7/14: 『中里貝塚-発掘調査概報-』を発行			
平成10年 (1998)	3/2: 貝塚町会館にて地元説明会を開催 上中里2-6-9 2-8-3 2-4の確認調査	12月11日: 工事着手		
平成11年 (1999)	工場移転に伴う開発計画の事前調査(B地点)	4月1日: 広場の開園	B地点の調査	
平成11年度末			3月15日: 公有地化	
平成12年 (2000)	上中里2-6-2, 2-11-3, 2-18-2, 2-4, 2-10-13の確認調査 10/21~11/19: B地点を再発掘し、貝層を一般公開 10/25: 史跡のパンフレット・小冊子を発行	9月6日: 国史跡に指定		
平成13年 (2001)	1/15~3/9: B地点の暫定整備(側溝・門扉等)			
平成16年 (2004)	9/22~12/15: B地点の園路等整備(園路・散水栓等)			
平成20年 (2008)	9/10~9/30: B地点の道路段差解消(アスファルト舗装・境界標設置)			
平成22年 (2010)	10/23~12/5: 国史跡指定10周年記念の企画展“奥東京湾の貝塚文化”を開催 11/21: 企画展の会期中にシンポジウム“中里貝塚と縄文社会”を開催			
平成23年 (2011)	製油工場の解体工事に伴う確認調査(J地点)			J地点の調査
平成24年 (2012)				9月19日: 追加指定 11月2日: 公有地化
平成25年 ~平成26年	9/21~3/31: J地点の史跡広場拡張整備(フェンス・擁壁・門扉・側溝・植栽)			
平成29年 (2017)	中里貝塚の『総括報告書』を刊行			
平成29年度 ~令和元年度		保存活用計画策定(予定)		

第3章 中里貝塚の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭の海浜部に形成された大型の貝塚である。縄文海進によって形成された奥東京湾から東京湾に臨む南関東一帯には、数多くの貝塚が営まれた。貝塚は立地や出土遺物（食資源の残滓などを含む）の違い、居住地か否かなどによって「ムラ貝塚」と「ハマ貝塚」という類型に区分される。中里貝塚は「ハマ貝塚」を代表する貝塚であり、縄文時代の生産や流通から社会構造や地域的な分業体制などを考える上で不可欠の遺跡である。

都心部に残る貝塚の中里貝塚が有する本質的な価値は、概ね以下の5点に整理することができる。

貝類利用に特化した場

中里貝塚で検出された遺構は、貝層の他には木枠付土坑や焚き火址の貝類の剥き身処理に関わるものに限られ、居住施設はみられない。出土遺物は、土器や石器などの人工遺物が少なく、貝類以外の動物遺体は獣骨類が皆無、魚骨もごく微量であった。中里貝塚では狩猟活動は完全に欠落し、漁労活動も採貝以外は極めて低調であった。

このことから、中里貝塚は貝類利用に特化した場であり、活動の限定性が顕著で、「ハマ貝塚」の典型的な特徴を明示している。

専門性の高さを物語る貝塚

貝種はマガキとハマグリに限定し、しかも大型個体が選択的に採貝されている。マガキとハマグリは採貝季節が異なり、食材の旬を意識した資源の利用形態が見て取れる。マガキとハマグリの貝肉は干貝に加工されたと推定され、貝殻などの残滓は海岸線に廃棄し、貝層が形成された。また、大型個体の均質的なサイズを維持するため、生産者集団の計画的な資源管理が予測できる。

中里貝塚で組織的に行なわれたマガキとハマグリの干貝加工は、このような専門性の高さを物語っている。

国内最大規模を誇る貝層の分布範囲

中里貝塚の貝層は、東西方向に長さ700m、幅100m以上の広い範囲に分布し、貝層の中心部分の層厚は2.0~4.5mと厚い。帯状に連なる貝層の形状は、「ムラ貝塚」にみられる馬蹄形や環状とは大きく異なる。また、貝層の面積は6万㎡以上と推定され、その総体積は関東地方の最大級とされる東京湾東岸の大型貝塚と比べ、隔絶した規模を有している。その要因は、縄文時代中期中頃から後期初頭にかけて約800年間に亘る、継続期間の長さや規模の大きさによるものである。

このように、中里貝塚の貝層規模は国内で最大規模であり、他に例を見ない。

海浜部の景観を復原できる縄文貝塚

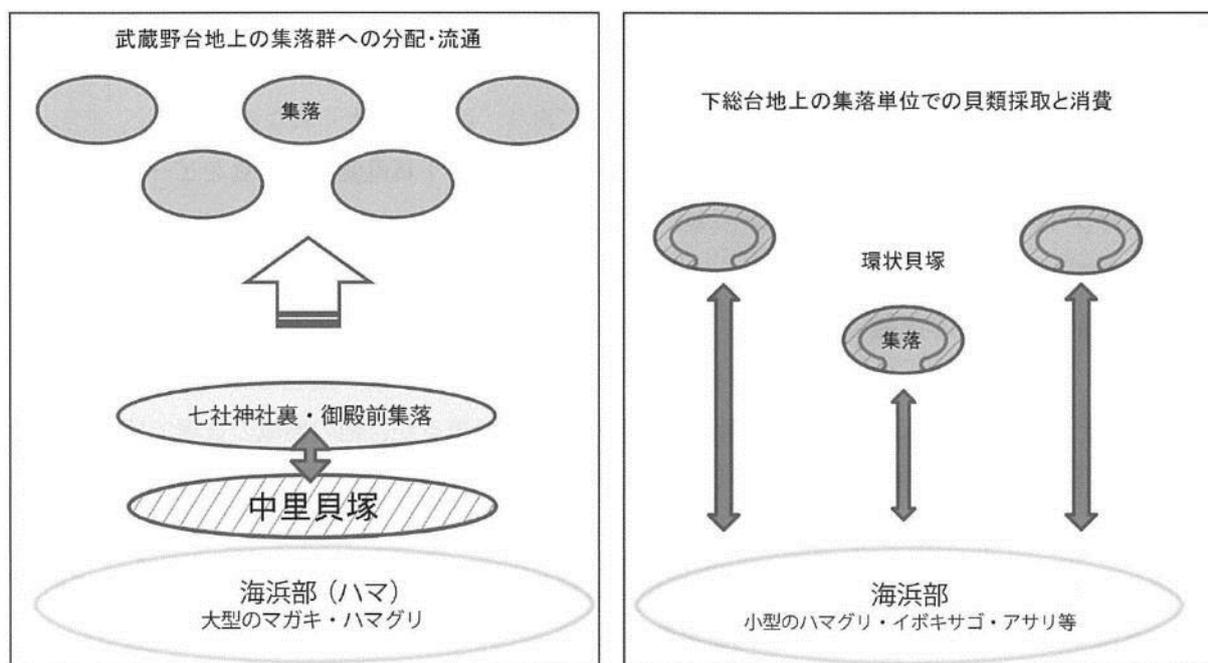
中里貝塚は、縄文時代中期の海岸線に大量のマガキとハマグリの貝殻を廃棄し続けた結果、干潟を埋め立てて形成された貝塚である。その立地は、海退が進んだ縄文時代中期に形成された田端微高地という砂洲の北西辺に面している。中里貝塚北側には内湾が広がり、マガキやハマグリが生息する泥質干潟や砂質干潟の水域環境になっていた。

中里貝塚は、各種分析を通じて当時の立地や環境を明らかにすることが可能な、多くの情報を包含する貝塚である。

内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚

中里貝塚で生産された膨大な量の干貝は、石神井川など武蔵野台地を刻む河川流域の集落遺跡群に供給されたものと考えられる。これら内陸部集落の需要の高まりと軌を一にするように、干貝の生産加工が専門的に行なわれた中里貝塚は、生産と流通の拠点となる貝塚として位置づけられる。このことから、沿岸部の漁労集団と内陸部の狩猟・採集集団は地域的な分業体制を敷き、両者の間で食料物資などを交換することで、陸海の多様な資源環境を利用する広域的システムを構築していたと推定できる。

中里貝塚は、東日本に展開した縄文時代という定住化社会において、高度な水産資源の利用形態を象徴的に示す「ハマ貝塚」であり、自給自足を越えた集団間の互惠関係をもたらす縄文社会を考える上でも重要である。



第 25 図 武蔵野台地と下総台地の貝類利用形態の地域性

(『史跡中里貝塚 総括報告書』 p. 179 より引用)

第2節 本質的価値を構成する要素

史跡の指定地内に存在するそれぞれの要素は、中里貝塚の本質的価値を構成する要素とその他の諸要素の大きく2つに分類できる。本項では、発掘調査等の研究成果により明らかとなった中里貝塚の本質的価値を構成する要素について整理する。

中里貝塚の本質的価値を構成する要素としては、第一に最大厚4.5mの貝層が挙げられる(写真21:①~④)。また、貝蒸し遺構の木枠付土坑(写真21:⑤、⑥)、木道(写真21:⑦)、土坑、焼き火跡、貝層に打ち込まれた杭などの遺構に加え、作業空間としての砂堆や波食台といった地形的な要素も含まれる。さらに、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物、北区飛鳥山博物館に展示・収蔵されている貝層の剥ぎ取り標本や出土遺物なども本質的価値を構成する要素といえる。



写真21 本質的価値を構成する要素

第3節 その他の諸要素

史跡指定地内には、中里貝塚の本質的価値を構成する要素以外に、縄文時代以降、現代までに付加されてきた価値、及びそれらを構成する諸要素として、以下のようなものが挙げられる。

現代までに付加されてきた価値

■学校教育や地域学習の場としての価値

- ・中里貝塚に関する学校教育や地域学習の機会として、小中学校などの団体見学がある。主に北区飛鳥山博物館で展示されている剥ぎ取り標本を用いた解説などを実施しているが、現地を訪れる「北区文化財めぐり」等のまちあるきルートや歴史散策コースの一拠点としても利用されている。
- ・過年度の発掘調査やシンポジウムにおいては、現地説明会などを開催し、実物の貝層を間近で見学することで、史跡を体感する場として活用されている。

■地域コミュニティの拠点としての価値

- ・暫定整備されている中里貝塚史跡広場では、地元の「中里貝塚史跡広場管理委員会」により清掃等の維持管理が実施されており、広場内の花壇の手入れなども含め、地域コミュニティの交流の場として活用されている。
- ・史跡広場は近隣の子供たちの遊び場や高齢者の散歩コースとしても定着しており、地域住民が「みんなで使える空間」という認識を持ち、心の拠り所にもなっている。

現代までに付加されてきた価値を構成する諸要素

■史跡の保護に有効な要素

- ・史跡標柱、史跡の解説板、境界標

■史跡の保存活用に有効な要素

- ・住宅密集地のオープンスペース、ベンチ、屋外卓、公園灯、金網柵、フェンス扉、分電盤、トイレ、水飲み台、植栽

■史跡保護のために調整が必要な要素

- ・公園の看板、町会の掲示板、防球ネット、時計、防災倉庫、防火水槽、資機材庫、ゴミ箱、ブロック敷、集水枡、側溝、植栽（地下遺構に影響を及ぼすおそれのある高木など）



第 26 図 その他の諸要素：写真位置図



写真 22 その他の諸要素（中里貝塚史跡広場）



⑤防災倉庫



⑨屋外卓、高木



⑥ベンチ



⑩トイレ 水飲み台



⑦解説板、時計



⑪史跡標柱



⑦解説板(拡大)



⑫解説板、公園灯



⑧金網柵、防球ネット



⑫解説板(拡大)

写真 23 その他の諸要素 (上中里 2 丁目広場)

第4節 指定地の周辺地域を構成する諸要素

現在の2箇所の史跡指定地は、東西方向に長さ700m、幅100m以上の範囲に広がる中里貝塚の一部が指定されている状況となっており、その貝層は史跡指定地の外にも続いている。また、指定地の周辺には、中里貝塚が形成された当時の地形を示す微高地や、中里貝塚に関する遺跡等が分布しており、当時の姿を理解する上で重要な要素となっている。



第27図 指定地の周辺地域を構成する諸要素



写真24 七社神社裏貝塚



写真25 西ヶ原貝塚

第5節 史跡を構成する諸要素の概要

(1) 史跡指定地内

①本質的価値を構成する要素	最大厚 4.5m の貝層、木道、土坑、焚き火跡、貝層に打ち込まれた杭、作業空間としての砂堆(木枠付土坑を含む)、波食台地形、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物、北区飛鳥山博物館に展示・収蔵されている貝層の剥ぎ取り標本や出土遺物
②その他の諸要素	
②-1. 本質的価値に密接に関わる要素	史跡の保護に有効な要素 史跡標柱、史跡の解説板、境界標
②-2. それ以外の要素	史跡の保存活用に有効な要素 住宅密集地のオープンスペース、ベンチ、屋外卓、公園灯、金網柵、フェンス扉、分電盤、トイレ、水飲み台、植栽 史跡保護のために調整が必要な要素 公園の看板、町会の掲示板、防球ネット、時計、防災倉庫、防火水槽、資機材庫、ゴミ箱、ブロック敷、集水枡、側溝、植栽（地下遺構に影響を及ぼすおそれのある高木など）

(2) 史跡指定地外

①本質的価値を構成する要素	最大で長さ 700m、幅 100m に広がる貝層、作業空間としての砂堆、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物
②本質的価値に準ずる要素	江戸前期～明治期の貝殻を材料とした産業（胡粉・焼石灰）、古代に遡るとみられる道路、中世板碑、古墳（人物埴輪・刀子・玉類）
③その他の諸要素	
③-1. 本質的価値に密接に関わる要素	中里貝塚の当時の姿を理解する上で重要な要素 中里遺跡（丸木舟、集石遺構など）、高台の集落（七社神社裏貝塚、御殿前遺跡、西ヶ原貝塚、東谷戸遺跡など）、当時の活動の場を想起させる地形（田端微高地、飛鳥山微高地）
③-2. それ以外の要素	史跡保護のために調整が必要な要素 中里貝塚に広がる宅地、道路、鉄道敷地など

第4章 現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

現状

■史跡指定地の公有地化は完了している。

- ・上中里2丁目広場（A地点）は、公園用地として国鉄清算事業団より購入している。
- ・史跡広場（B・J地点）は、指定後の先行取得買上げ（B地点）と、追加指定後の直接買上げ（J地点）。

■指定地内の地下遺構は、適切に保護されている。

- ・上中里2丁目広場（A地点）は、史跡指定前に公園整備されたが、施工時には盛土をして遺構面を保全している。また、トイレ設置箇所は、もともと工場跡で攪乱されていた箇所を選定して施工している。
- ・史跡広場（B・J地点）も盛土施工して遺構面を保全している。

■指定地周辺は「中里遺跡」として周知され、地下遺構の保全が図られている。

- ・住宅建築等の開発行為を行う場合は、届出が義務付けられている。その際には、地下遺構について説明し、遺構を損壊しないよう協力を求めている。これまで貝塚の損壊に至ったケースはない。
- ・指定地周辺は住宅地であり、地下構造を有する建物はほとんどなく、地下遺構に影響する開発行為は、ほぼない。
- ・指定地周辺は軟弱地盤のため、建築の際に地盤改良が必要な場合が多い。地盤改良では、掘削が1.0m以上に及ぶ表層改良や口径が60cmの柱状改良など、平面積が大きくなるような工法は避け、口径が15cm未満の鋼管杭等を採用してもらい、損壊範囲を最小限（建築面積の1.0%以下）に止めるよう協力をいただいている。

課題

■中里貝塚は、JR尾久操車場構内から住宅地にかけて広範囲に分布しており、現在の史跡指定地は、その内の部分的なものとなっている。

■密集する住宅地の中で史跡指定地は2カ所に分かれており、貝塚の全体像を復原することが難しい。

■上中里2丁目広場（A地点）は、史跡としての景観の創出は実施できていない。

第2節 活用の現状と課題

現状

■史跡に関するパンフレット（2冊）やリーフレット（1冊）、史跡を巡るガイドマップを作成し、博物館等で配布している。



第 28 図 史跡のパムフレットなど



写真 26 北区遺跡学講座「中里貝塚」



写真 27 出張授業（小学校）



写真 28 出張授業（中学校）



写真 29 博物館見学（団体受け入れ）

- 毎年、小学生等の博物館見学の団体受け入れを実施している。
- 上中里2丁目広場（A地点）は、隣接する幼稚園の親子が待ち合わせ場所とするなど、一般的な公園としても利用されている。
- 史跡広場（B・J地点）は、子供たちの遊び場や町会の行事開催、高齢者の散歩コースとして定着している。
- 節目の年に、史跡の企画展やシンポジウムを開催した。
 - ・平成22年（2010）に秋期企画展「奥東京湾の貝塚文化—中里貝塚とその時代—」を開催し、会期中の11月21日に記念シンポジウム「中里貝塚と縄文社会」を実施した。
- 指定地となっている箇所発掘調査の際には、現地見学会や地元説明会を実施した。
- 平成28～29年度にかけて、調査成果を網羅した『史跡 中里貝塚 総括報告書』を作成した。



写真30 国史跡指定10周年記念の秋期企画展の様子



写真31 企画展記念シンポジウムの様子



写真32 発掘現場の現地見学会（中学生）

課題

- パンフレット等の紙媒体によるイメージ図だけだと、一般の人には伝わりにくいため、立体模型や3次元映像を利用するなど、見せ方を工夫する必要がある。
- 史跡の認知度が低いことから、特に、子ども達が史跡について学べる機会を増やし、より積極的に史跡に関して情報発信する必要がある。
- 史跡ガイドツアーとして定着していない。
- 史跡が潜在的に持っている価値を十分に活かせていない。

潜在的価値

まちづくり・地域振興・防災の拠点としての価値

中里貝塚の周辺には、史跡に関連する遺跡や北区を代表する名所旧跡が点在しており、北区の歴史文化を学ぶための一拠点として、積極的な利用が望まれる。また、2箇所の史跡指定地は、住宅密集地に位置する数少ないオープンスペースであり、防災面での機能も期待されている。

平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災の際には、避難場所として指定されていない状況ではあったが、史跡広場に一時的に近隣住民が集まり、お互いに声を掛け合ったという報告もあるため、災害時の一次避難所としての存在意義も高いと思われる。

郷土に対する誇りを醸成する核としての価値

中里貝塚をひとつの核として、その歴史的な価値を学ぶことで、自分が住んでいる地域をより深く知ることができ、郷土への愛着心や誇りの醸成に繋がることが期待される。また、地域の人々が中里貝塚の存在を日常的に意識できると、区外の人々に対しても積極的に地域の魅力を情報発信することが可能になると考えられる。

第3節 整備の現状と課題

現状

- 北区飛鳥山博物館で剥ぎ取り標本や出土遺物等を展示・収蔵している。
- 指定地内に関して、上中里2丁目広場(A地点)は遊び場として史跡指定前に整備され、史跡広場(B・J地点)は指定後に芝生広場という形で暫定整備されている。
- 2箇所の指定地にはそれぞれ、史跡標柱や史跡の解説板を設置している。

課題

- 現地で国内最大規模を誇る貝層を体感できることが望ましいが、低地に位置しているため地下水位が高く、常時、貝層を露出展示させることは難しい。
- 史跡広場(B・J地点)は暫定整備ということもあり、現地で史跡について学んだり、地域学習の場になっていない。
- 史跡の回遊ルートの要所(最寄り駅など)に、案内板や誘導標識がない。
- ベンチや日除けなどの便益施設が不足している。



写真 33 博物館の常設展示（剥ぎ取り標本）



写真 34 上中里 2 丁目広場（A 地点）



写真 35 史跡広場（B・J 地点）

第 4 節 運営・体制の現状と課題

現状

■上中里 2 丁目広場と史跡広場は、地元団体等と協働で管理している。

- ・上中里 2 丁目広場の管理主体は道路公園課で、施錠は「上中里貝塚町会」に委託している。
（開園時間：4～9 月は 9～18 時 / 10～3 月は 9～17 時）また、清掃等はシルバー人材センターに委託している。
- ・史跡広場の管理主体は教育委員会で、施錠や清掃等は「中里貝塚史跡広場管理委員会」に委託している。（開園時間：4～8 月は 9～18 時 / 9～3 月は 9 時～16 時 30 分）

課題

- 維持管理体制の連携強化や地元との協働、次世代を担う人材育成などが必要となる。
- 確認調査を含めた史跡の調査研究体制の充実や、史跡整備の専門職員の配置などを検討する必要がある。

第5章 保存・活用に向けた基本方針（大綱）

中里貝塚の保存活用は、北区の長期総合計画である『北区基本計画 2015』を具現化するための1つの施策として位置づけられる。また『北区教育ビジョン 2015』においては、推進計画の中で史跡整備事業について触れており（p. 9「第1章 保存活用計画策定の沿革・目的（5）他の計画との関係」）、これらの関連計画等との整合性を図りながら、中里貝塚の本質的価値を適正に保存・継承し、まちづくりの核としてその価値を顕在化することが必要である。

また、現在策定中の『北区基本計画 2020』及び『北区教育ビジョン 2020』でも検討を進めている。これらを踏まえて、中里貝塚の保存活用の基本方針（大綱）を以下のように設定する。

史跡中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭の海浜部に形成された大型の貝塚であり、縄文時代の生産や流通から社会構造や地域的な分業体制などを考える上で不可欠な遺跡であるとして、平成12年（2000）9月6日に国史跡に指定された。最大で4.5mの厚さの貝層は全国的に見ても希少で、貝層とともに検出された貝処理施設である木枠付土坑などの遺構は、当時の食文化等を知る重要な情報源となっている。

これらの貴重な歴史文化遺産・地域文化遺産は、現代に生きる人々のみならず、将来の人々にとっても大切な遺跡であるため、遺跡が持つ価値を地域の人々に広く周知し、ともに守り、継承していく必要がある。

そのために、地域住民とともに、遺跡の価値を共有し、史跡に対する共通認識をもった上で、それらの情報を適切に発信することで、人々の積極的な保存・活用への参画を目指す。そして、中里貝塚を拠点として子どもから大人までが集い、学び、ふれあう場として活用を図り、地域の絆を深めるための1つの資源として捉えることも重要となる。

史跡の効果的な活用にあたっては、その本質的価値を一般の人にも分かりやすいように示すための環境整備も欠かせないことから、現地で史跡について学んだり、情報を発信したりするための施設整備も検討する。

さらに、史跡の保存活用を円滑に推進していくために、ソフト面・ハード面の運営を支える“人づくり”を段階的に推し進め、持続的な体制構築を図ることとする。



第29図 『北区基本計画 2015』

(1) 保存管理の方針

国内最大規模を誇る縄文貝塚を 守り、伝える

－ 史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承する－

中里貝塚の5つの本質的価値「貝類利用に特化した場」「専門性の高さを物語る貝塚」「国内最大規模を誇る貝層の分布範囲」「海浜部の景観を復原できる縄文貝塚」「内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚」を適切に保存・継承するためには、史跡指定地だけでなく、周辺地域の保存管理の方針も明示する必要がある。また、現地に残る遺構等の保全を図ることに加え、貝塚全体の構造解明のための追加調査・継続調査も必要である。そして、今後の調査によって史跡の価値に関わる重要な遺構等が発見された場合の取扱についても検討する必要がある。

(2) 活用の方針

貝塚を拠点とした縄文時代の社会構造とともに 学び、活かす

－ 地元住民や来訪者等の史跡に対する理解を深め、協働による史跡の保存活用を目指す－

史跡指定地は2箇所に分かれているが、これらは北区飛鳥山博物館も含めて、一体的に活用していくことが望ましく、歴史的・文化的資源としての価値の保存と深い理解に向けた活用を図る。また、地域住民等が史跡への理解を深めていくなかで、中里貝塚が地域の核となっていくことが目指される。中里貝塚は古来地域の「モノ」「コト」「ヒト」をつなぐ場であり、これを継承し、未来に向けて様々な交流を創出することは、地域コミュニティの維持や発展においても重要である。ただし現在の史跡指定地は、住宅街のオープンスペースとしても認知されているため、地域住民の憩いの場や災害時の一時的な避難場所等としての活用が継続できるよう配慮する必要がある。

(3) 整備の方針

特徴的なハマ貝塚の価値を 感じ、高める

－ 史跡の本質的価値を顕在化し、現地で貝塚を実感できるような環境整備を目指す－

中里貝塚の本質的価値は、ほぼ全てが地下に埋もれた状態であるため、それらの価値を顕在化し、あらゆる世代の人々に分かりやすく発信する必要がある。また、国内最大規模の縄文貝塚を体感できるような整備を目指しつつも、史跡の価値を損なうことのないように地下遺構の適切な保護措置を講じることも重要である。なお、過年度の調査範囲は中里貝塚全体から見るとごく一部である点や、指定地が2箇所に分かれている点から、今後の追加調査や追加指定も見据え、段階的な整備内容を検討する必要がある。

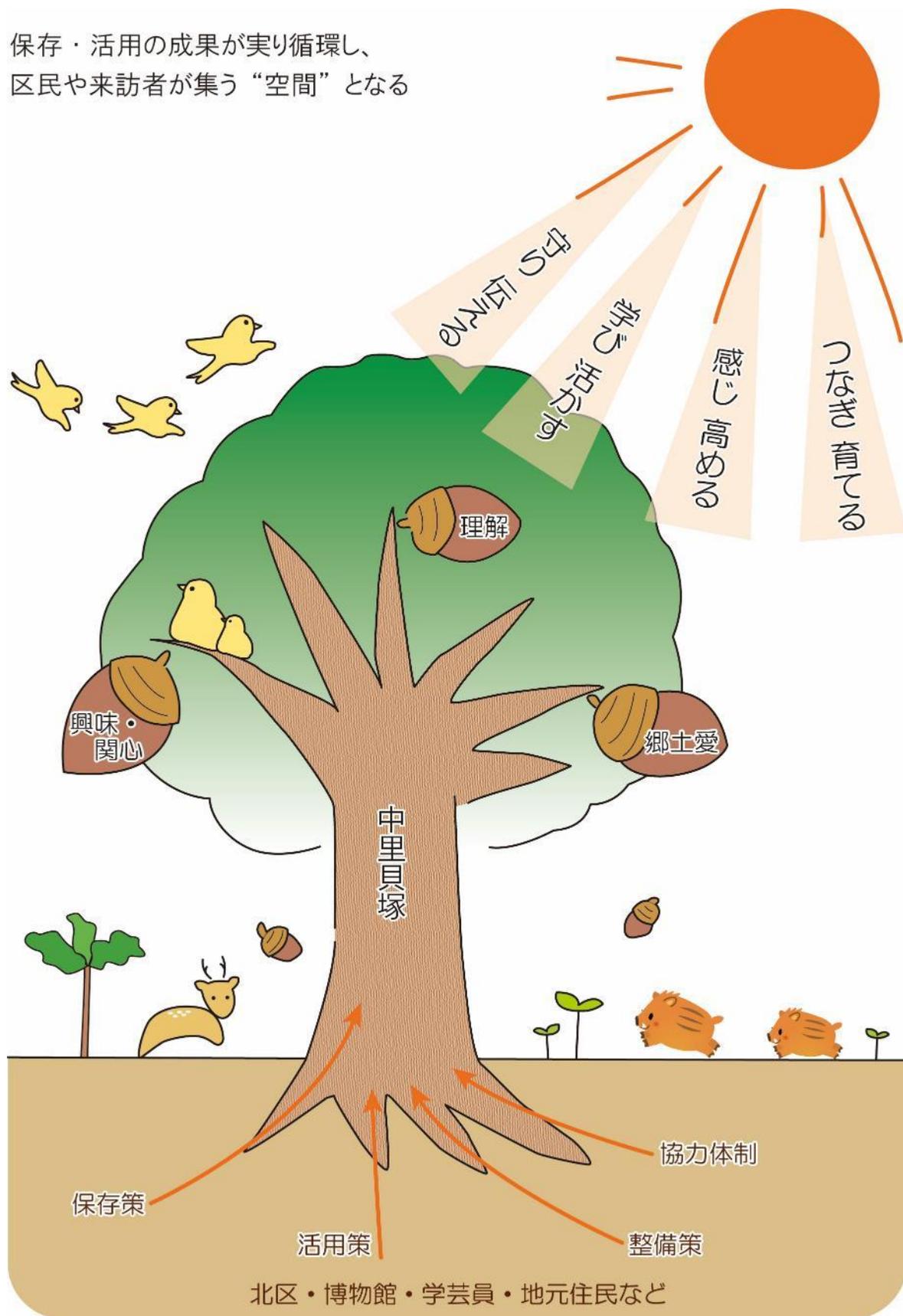
(4) 運営・体制の方針

地域に根ざした史跡と人々をつなぎ、育てる

－ 調査研究の推進や保存管理体制の充実、及び関係諸機関との連携や地元参画など、幅広い人材の確保と育成に努め、持続可能な体制づくりを図る－

中里貝塚の保存活用が適切な形で行われ、その成果が循環し続けるためには、様々な活動を支える安定した運営体制と人材が必要不可欠である。専門職員（学芸員）の配置及び技術向上とともに、担い手の確保や円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を図る必要がある。

保存・活用の成果が実り循環し、
区民や来訪者が集う“空間”となる



第 30 図 中里貝塚の保存活用の考え方

第6章 保存管理計画

第1節 保存管理の方向性

史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承するために必要な取扱基準等を定める。

中里貝塚の5つの本質的価値「貝類利用に特化した場」「専門性の高さを物語る貝塚」「国内最大規模を誇る貝層の分布範囲」「海浜部の景観を復原できる縄文貝塚」「内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚」を適切に保存し、後世へ継承するためには、現地に残る遺構等の保全を図ることに加え、貝塚全体の構造解明のための追加調査や周辺の関連遺跡等を含めた継続的な調査も必要となる。よって、史跡を構成する要素の分布や地下遺構の性格、現在の土地利用状況などをもとに、指定地及び周辺地域を以下のとおり地区区分し、その区分ごとに取扱基準を定める。

第2節 保存管理の方法

第3章で整理した史跡の本質的価値と諸要素の分類、及び土地利用状況を踏まえ、史跡指定地とその周辺地域を5つに地区区分し、各地区に対応した現状変更などの取扱基準を定めて保存管理を進めるものとする。

A区

国史跡となっている2箇所の指定地が該当し、西側の「中里貝塚史跡広場」と東側の「上中里2丁目広場」に分かれている。当該地区は公有地化が終了しており、加えて指定地内に存在する工作物は、史跡標柱や解説板、資材庫、花壇等であることから、地下遺構に影響を与えるような開発行為のおそれはない。よって、引き続き地下遺構の適切な保全を継続するものとする。

ただし、上中里2丁目広場に設置されているトイレや防火水槽などの補修にあたっては、その範囲や地下深度に留意する必要があるため、北区教育委員会と事前に協議を行うものとする。

B区

2箇所の史跡指定地に挟まれた範囲で、貝層中心部に位置している。B区は過去の住宅建設の際に実施した確認調査においても貝層が良好な状態で検出された箇所が多く、貝層の広がりが見込まれることから、積極的に地下遺構の保全を図る必要がある。また、史跡の一体的な保存活用が望ましいことから、“保護を要する範囲”として必要に応じて追加指定を行っていくものとする。ただしB区は地域住民の生活と密接に関わるため、追加指定後も現状の土地利用を維持することを基本とし、地元との協働によって史跡の適切な保全を継続する。

なお、地下遺構に影響を与えるような開発行為等が計画され、貝塚の保全が図れない場合に限り公有地化も視野に史跡の保護を優先する。

C区

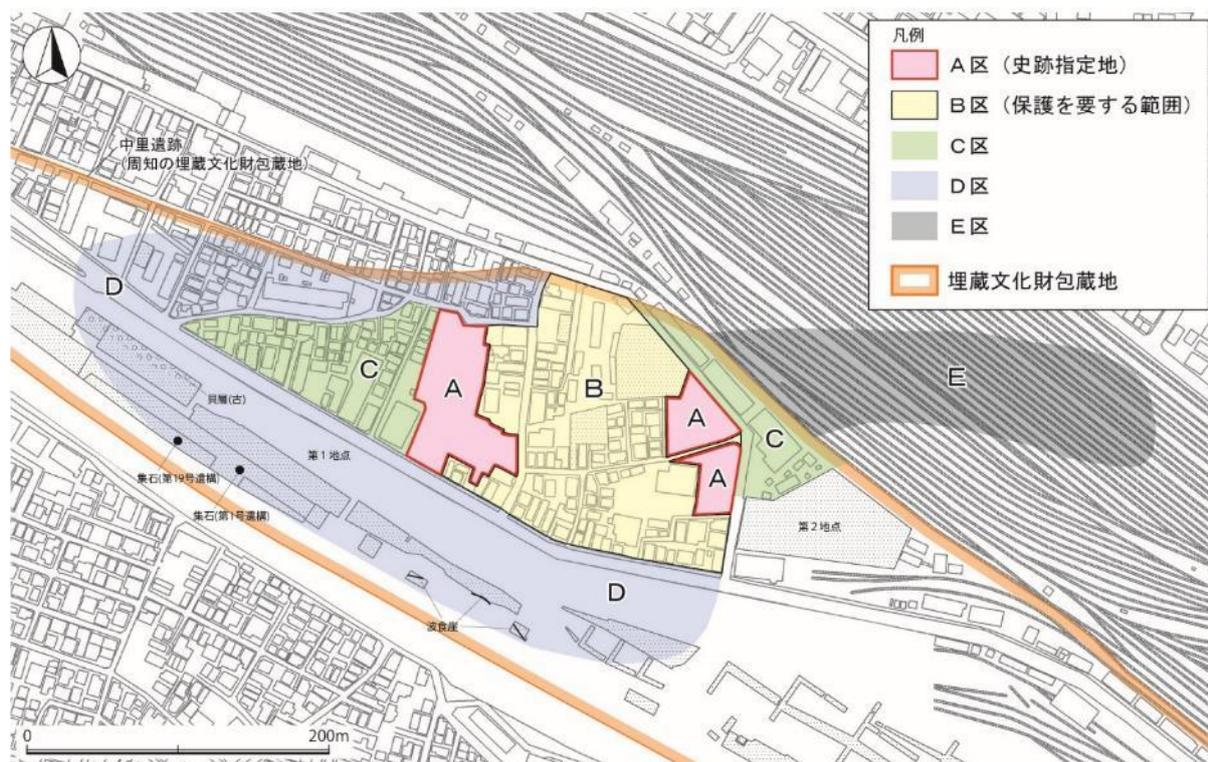
史跡指定地のA区に隣接する範囲であるが、貝層中心部の外側に位置する。C区は、B区と比較すると貝層の堆積が薄くなることから、保護を要する範囲に準ずる地区として位置づけ、開発と史跡保護を両立させる区域とし、確認調査等において重要な遺構が発見された場合には追加指定も視野に、その保護を図るものとする。また、B区と同様に地域住民の生活と密接に関わるため、地元との協働によって史跡の適切な保全を推進する。

D区

貝層の中心部分からやや離れ、貝層の堆積や遺構の密度が薄くなっていく範囲である。文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとするが、貝層や遺構等の存在が想定される範囲でもあり、可能な限り地下遺構の適切な保全を図る。

E区

埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、史料等から貝層の分布が推定される範囲となっている。中里貝塚の全容解明に向けて、確認調査等の機会があれば積極的に取り組み、地下遺構の状況把握に努めることとする。



第31図 地区区分図 (『史跡中里貝塚 総括報告書』 p. 119 を改変)

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

史跡指定地内（A区）において現状を変更する、もしくは史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法（第125条）により、文化庁長官の許可が必要となる。史跡の本質的価値を保存するために、先述した地区ごとの取扱い方針をもとに現状変更等の取扱基準を以下のように設定する。

（1）基本原則

史跡の調査研究や保存活用などの史跡整備に関連する現状変更以外は、原則として認めない。史跡の調査研究や保存活用などを目的とした現状変更を許可する場合の条件として、以下の3点が挙げられる。

- ① 地下遺構を損傷しないこと
- ② 史跡景観や周辺環境に配慮すること
- ③ 史跡の本質的価値の維持向上に資する内容であること

（2）現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請にあたっては、その内容によって申請区分が異なる。保存に及ぼす影響が軽微な行為については、北区教育委員会に許可権限が委譲されている。また、日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的措置の場合には、現状変更の許可申請は不要となっている。

①文化庁の許可が必要なもの

- ・建築物の増改築、除去、新築など
- ・工作物等の改修、除去、新設など
- ・土地の形状変更を伴う行為（掘削、盛土、切土、地盤改良など）
- ・史跡景観や地下遺構に影響を及ぼす行為（樹木の抜根など）

②北区教育委員会の許可が必要なもの

- ・史跡の保存活用に資する催事開催における仮設工作物等の新設、改修、除去（仮設テントなど）
- ・土地の形状変更を伴わない既設工作物等の補修（園路、側溝、フェンスなど）
- ・抜根を伴わない樹木の伐採

③現状変更の許可申請が不要なもの

- ・日常的な維持管理行為や軽微な補修など
〈具体例〉広場の清掃や草刈り、樹木の剪定、花壇の植え替え、説明板や外灯などの既設工作物の保守点検、トイレなどの建築物の外壁塗装や内装の修繕
- ・非常災害時の応急的措置（災害発生前の予防措置、被害拡大を抑えるための応急措置など）

第4表 史跡指定地内の現状変更等の取扱基準（A区）

項目		地区区分	A区 (現況：広場)	取扱方針
現 状 変 更 内 容	建築物 (トイレ、 倉庫など)	維持管理	○	・日常的な管理や軽微な補修については認める。
		増改築	△	・増改築は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合に限り、遺構に影響を与えない範囲で認める。
		除去	○	・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新築	△	・史跡の保存活用に必要な環境整備として、四阿等の休息施設やトイレ、便益施設等の小規模施設のみ認める。
	工作物 (説明板、 フェンス、 電柱など)	維持管理	○	・日常的な管理や軽微な補修については認める。
		改修・更新	△	・改修等は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合、遺構に影響を与えない範囲で認める。
		除去	○	・史跡の本質的価値と関連のない要素については除去を検討する。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新設	△	・史跡の保存活用に資する場合、遺構に影響を与えない範囲で認める。
	地下埋設物	雨水排水、 上下水道、 防火水槽、 電気など	△	・維持管理上必要な補修等の軽微な行為は認める。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。 ・新設に関しては、史跡の保存活用に資するものは認める。
	地形	造成、地盤 改良など	×	・地形の大幅な改変は原則として認めない。
植栽	高木、中低 木、地被	△	・新たな植樹は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合に限り、遺構に影響を与えない範囲で認める。 ・支障木の伐採は、遺構への影響が最小限となるよう配慮して行う。	
発掘調査 (確認調査)			○	・史跡の保存活用のために必要な調査については、目的を明確にした上で適切な範囲で認める。

第4節 指定地外の保存管理の方法

史跡指定地外のB～E区については、大部分が周知の埋蔵文化財包蔵地「中里遺跡」(北区No.30)として周知されている範囲内に位置することから、基本的に文化財保護法(第93・94条)の届出等によって、その保存を図ることとする。特に、貝層中心部が位置する“保護を要する範囲”のB区においては、中里貝塚の一体的な保存活用に向けて地元と協働し、史跡の適切な保全を推進していく。

B区の取扱基準

B区は、史跡指定地に挟まれた範囲であり、これまでの確認調査等の成果によって、貝層や浜辺の作業空間などが地下に良好な状態で保全されていることが想定できる範囲にあたる。また、貝塚の中心部に位置しており、地下遺構を積極的に保護することが望ましいことから、開発行為等については事前に北区教育委員会とその内容を十分検討するものとする。

第5表 史跡指定地外における取扱基準 (B区)

項目	地区区分		B区 (現況：宅地・道路)	取扱方針
	建築物	その他		
開発等の内容	建築物	増改築	△	・地下遺構に影響を与えなければ、建替え等は可能である。
		除去	○	
		新築	△	・地下遺構に影響を与えなければ、新築は可能である。
	道路		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など	△	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地形	造成、地盤改良など	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	植栽	高木、中低木、地被	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
発掘調査(確認調査)		○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。	

C区の取扱基準

C区は、史跡指定地に隣接する範囲であり、B区に準ずる地区として、地下遺構に配慮する必要があることから、開発行為については事前に北区教育委員会とその内容を十分検討するものとする。

第6表 史跡指定地外における取扱基準（C区）

項目		地区区分	C区 (現況：宅地・道路)	取扱方針
開発等の内容	建築物	増改築	○	・地下遺構に大きな影響を及ぼさない工法を原則とする。
		除去		
		新築		
	道路		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など	△	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地形	造成、地盤改良など	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
植栽	高木、中低木、地被	○	・地下遺構に影響のない工法とする。	
発掘調査 (確認調査)			○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

D区の取扱基準

D区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲として、文化財保護法（第93・94条）の届出等により、地下遺構の保全を図ることを基本原則とする。

第7表 史跡指定地外における取扱基準（D区）

項目		地区区分	D区 (現況：宅地・道路 JR敷地)	取扱方針
開発等の内容	建築物	増改築	○	・開発行為や宅地の改修および地下遺構に大きな影響を与える行為等の土木工事を行なう場合は、文化財保護法第93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、遺跡保護の観点を踏まえた協議を実施する。
		除去		
		新築		
	道路		○	
	地下埋設物		○	
	地形	造成、地盤改良など	○	
植栽	高木、中低木、地被	○		
発掘調査 (確認調査)			○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

E 区の取扱基準

E 区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外となっているが、その全域が尾久操車場の区域内に位置しているため、地下遺構に影響を及ぼすような開発行為等のおそれはほぼない。よって、現状維持を基本原則とするが、改修工事等の際には北区教育委員会と事前協議を行い、史跡と一体となった貝層範囲の確定に向けて、地下遺構の状況把握に努めることとする。

第 5 節 追加指定の考え方

中里貝塚の貝層分布の推定範囲は、東西方向に長さ 700m、幅 100m 以上に亘るが、都市部の住宅密集地に所在していることもあり、史跡として指定されている A 区は、その貝層の一部となっている。そして、指定地外に広がる貝層範囲の大部分は、周知の埋蔵文化財包蔵地「中里遺跡」に含まれており、住宅建築等の開発行為の際には文化財保護法（第 93・94 条）に基づく届出が義務付けられ、地下遺構の保全が図られるよう指導している。また、立地が沖積地上にあるため、地下室等の地下構造を有する建物はほとんどなく、地下遺構に影響を及ぼす開発行為もほぼない。

このような遺構の保存状況や現在の土地利用状況等を踏まえ、将来に亘って史跡の一体的な保存活用を図るため、土地所有者や地域住民、関係諸機関と十分な協議を行った上で、貝層の中心部にあたる“保護を要する範囲”の B 区を軸に、追加指定を検討する。

C 区は、「第 2 節 保存管理の方法」の項目で述べたように、B 区よりも貝層の堆積が薄いことから、開発と史跡保護を両立させる区域として扱い、確認調査等において重要な遺構が発見された場合に限り、追加指定の必要性について協議を行うこととする。

第7章 活用計画

第1節 活用の方向性

「中里貝塚が織りなすコミュニティー史跡がつなぐモノ・コト・ヒトー」

中里貝塚は、平成に入ってから12地点で調査が行なわれ、そのうちA地点およびB・J地点の2箇所が指定地となっている。これまで北区飛鳥山博物館を活動の拠点に据え、展示会や講座・講演会を通して、史跡の本質的価値に関する情報発信を行なってきた。今後はそれらに加え、現地での活動も積極的に行なっていく。区民や地元団体、近隣の教育機関、区内の関係諸機関などと協力・連携しながら、一般の人にも理解しやすく、わかりやすい姿で活用し、史跡を確かな形で保護していくための気運の醸成を図っていく。

また中里貝塚形成の背景には、生産地と消費地といった複数のコミュニティ同士の密接なつながりがあったことが想定される。過去のみならず、現在そして未来においても、中里貝塚が地域の「モノ（文化財）」や「コト（情報）」、「ヒト（区民を中心とするすべての人）」をつなぐことで、地域コミュニティの維持や発展につながるような活用を進めていく。

第2節 活用の方法

現在、史跡指定地は2箇所に分かれているが、これらは北区飛鳥山博物館も含めて、一体的に活用していくことが望ましい。それぞれの立地や遺構の内容・遺存状況を踏まえ、北区飛鳥山博物館を「研究エリア（学びのムラ）」、中里貝塚史跡広場（B・J地点）を「体験エリア（ワークショップの浜辺）」、上中里2丁目広場（A地点）を「見学エリア（フィールドワークの浜辺）」としてゾーニングする。そして今後、様々な活動に応えうる施設整備の検討も行ないながら、「歴史的・文化的資源としての活用」「地域の核としての活用」「住宅街のオープンスペースとしての活用」を柱として、実効性のある活用策を推進していく。



第32図 各エリアの位置関係

(1) 3種の活用の柱

本計画では、「歴史的・文化的資源としての活用」「地域の核としての活用」「住宅街のオープンスペースとしての活用」を柱に据え、この地域ならではの活用を図る。そのことにより、確かな形で史跡の保護とともに、中里貝塚を中心とした多彩なコミュニティの形成を目指す。

①歴史的・文化的資源としての活用

中里貝塚の本質的価値や魅力を伝え、深い理解へと導くために積極的な情報発信を行なう。そして中里貝塚が、様々な場面において学びの核となるよう促す。

■調査研究素材としての活用

- ・郷土史および縄文時代研究の更なる発展に資するため、継続的な調査や研究を進める。また、貝塚や集落など、縄文時代の遺跡がある各地の自治体や研究機関等との情報交換を密に行なう。

■学校教育での活用

- ・次世代を担う子ども達が史跡に触れ、深く理解する機会を増やすため、出張授業や普及冊子の配布などを通して、学校教育で活用できる素材を提供する。
- ・子ども達が身近にある史跡の活用に対して、より主体的に携われるように、教育機関と連携して、整備の前段階からの参画方法を検討する。

■生涯学習での活用

- ・史跡の価値や魅力の周知、また自発的学習の促進のため、普及冊子の発行や区内諸施設を利用した展示会、講座・講演会、見学会などの普及活動を行なう。
- ・中里貝塚を核のひとつとして地域の歴史を学ぶことができるよう、北区飛鳥山博物館を拠点とした博物館活動を通して、資料や情報の提供を行なう。
- ・区民自ら学ぶ楽しみが感じられる取り組みとして、継続的な調査への参加方法や自主学習グループ、ボランティアグループ等の体制づくりを検討する。

②地域の核としての活用

地域住民の絆や協働の気運を喚起し、地域の連携をより強固なものとする活用を目指す。また史跡の魅力発信が北区全体の地域ブランドの向上につながるよう、観光面も意識した史跡の活用を検討する。

■地域の連携強化のための活用

- ・見学会や体験プログラムの企画や運営を、区民ボランティアとの協働で行なう。それらの中では地域住民と来訪者との交流の活発化を積極的に図ることとし、史跡を地域の宝と捉える気運を高めることにより、保護意識の更なる向上を目指す。
- ・将来の世代においても良好な活用を継続させるため、北区飛鳥山博物館や区民との協働で、史跡の人的な維持管理体制を検討する。

■にぎわい創出のための活用

- ・御殿前遺跡や西ヶ原貝塚といった中里貝塚の形成に深くかかわる台地上の遺跡とともに、旧古河氏庭園〔名勝〕や西ヶ原一里塚〔史跡〕、旧渋沢家飛鳥山邸（晩香廬・青淵文庫）〔重要文化

財] など、中里貝塚の近隣に点在する文化財をつなぎ、一体化した情報発信を行なう。そのことにより新たな来訪者を史跡へと誘導し、その存在や価値、魅力の再発見を促す。

- ・「デジタル機器（AR・VRなど）を駆使した、貝塚の規模や往時の周辺環境等の追体験プログラム」、「干し貝作りや縄文スープ作りといった中里貝塚にまつわる『食』の体験プログラム」や、貝層や貝蒸し遺構などの実物資料の展示の検討などのように史跡の本質的価値が体感できるような工夫を現地に施すことで、中里貝塚へ来訪者を誘う。



第 33 図 北区観光ガイドブック（王子・十条エリア）を一部改変

- ・イメージキャラクターの作成や、区内企業や商店等との連携での、中里貝塚を特徴づける要素を題材とした特産品の開発や販売を通して、史跡への注目度を高める。

③住宅街のオープンスペースとしての活用

現在の史跡指定地は、住宅街のオープンスペースとしても認知されている。地域住民の憩いの場やふれあいの場、および災害時の一時的な避難場所としての活用も継続させるため、他の取り組みとの調整を図る。

■学びの場・きずなづくりの舞台としての活用

- ・小中学校の校外学習における学びの場や区民の生涯学習の場、地域住民と来訪者の交流の場とするため、トイレやベンチ、四阿といった便益施設の設置を検討する。

■一時的な避難場所としての活用

- ・災害時の緊急時に多くの人々が一時的に集まれるようにするため、オープンスペースを維持しながらの史跡の活用を検討する。
- ・緊急時のスムーズな活用のため、地域住民と協働で史跡指定地の維持管理や運営を進める。

(2) 3つのエリアでの活用例

各エリアの活用の特徴および、それに基づく活用の方針や活用例としては、以下のものが挙げられる。

ア. 研究エリア（学びのムラ）：北区飛鳥山博物館

〈活用の方針〉

中里貝塚貝層剥ぎ取り標本の常設展示・出土遺物の収蔵、および特別展示室や講堂等の施設、関連図書の収蔵、専門職員（学芸員）を活かした活用を行なう。

〈活用例〉

学校教育や生涯学習の拠点
ボランティアグループや自主学習グループの活動拠点
人材育成拠点

イ. 体験エリア（ワークショップの浜辺）：中里貝塚史跡広場

〈活用の方針〉

空間的広がりを活かした活用を行なう。

〈活用例〉

「食」に関する体験プログラム会場
きずなづくりや災害時の一時的な避難の場所

ウ. 見学エリア（フィールドワークの浜辺）：上中里2丁目広場

〈活用の方針〉

最大厚 4.5mの貝層や木枠付土坑等、特徴的な遺構の出土状況を活かした活用を行なう。

〈活用例〉

本質的価値の見学および体感拠点

第8章 整備計画

第1節 整備の方向性

中里貝塚の整備にあたっては、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、適宜、北区飛鳥山博物館と2箇所の指定地を有機的につなぎながら、「周知」と「体感」を軸に史跡の本質的価値を顕在化させることを目指す。そしてあらゆる世代の人々に分かりやすく、国内最大規模の縄文貝塚が身近に感じられるような整備を図ることとする。

なおこれまでに確認調査した範囲は、全体の規模からするとごく一部であることに加え、指定地は大きく2箇所に分かれている。整備内容は、今後の追加調査や追加指定も見据えながら検討していくこととする。また指定地周辺は住宅地であるため、住民生活に十分に配慮しつつ、史跡の価値を高められるような整備を目指す。

本質的価値を周知するための整備

中里貝塚の調査・研究成果の発信を充実させることは、史跡に対する理解を深め、その保護を確かなものとさせる。中里貝塚を知り、区民が主体となって、確かな形で史跡を未来に伝えられるような整備を目指す。

本質的価値を体感するための整備

現在の史跡指定地は暫定整備ということもあり、現地で貝塚を体感することは難しい。しかし中里貝塚を特徴づける要素は、現地を訪れ、史跡の立地環境や広がりを感じることこそ、より深い理解につながるものである。現地で史跡の本質的価値が体感できるような整備を目指す。

第2節 整備の方法

第7章で挙げたように北区飛鳥山博物館および両指定地は、それぞれの特性を踏まえたゾーニングを行なう。北区飛鳥山博物館を「研究エリア（学びのムラ）」、中里貝塚史跡広場（B・J地点）を「体験エリア（ワークショップの浜辺）」、上中里2丁目広場（A地点）を「見学エリア（フィールドワークの浜辺）」と設定し、段階的に整備を行ない、前章に挙げた種々の活用に資する場とすることを旨とする。

ただし北区飛鳥山博物館と両指定地間は、直線距離にしても1.5kmとやや離れている。現地での総合的な展示や研究、各種活動の拠点として、指定地外の適地におけるガイダンス施設の検討も続けることとする。



写真 36 博物館外観

研究エリア（学びのムラ）：北区飛鳥山博物館

展示施設、関連図書の収蔵・公開施設、レファレンス施設、駐車場など

体験エリア（ワークショップの浜辺）：中里貝塚史跡広場

説明板、史跡標柱、体験広場、多目的広場、便益施設など

見学エリア（フィールドワークの浜辺）：上中里2丁目広場

説明板、史跡標柱、実物資料の展示ないしはデジタル機器のガイドステーションなど

第3節 事業計画

中里貝塚では、令和2年度に整備計画を検討する委員会を組織し、指定地を中心に、以下の期間を目安として段階的な整備を目指す。そして「研究エリア」「体験エリア」「見学エリア」の相互利用が円滑に行われるように図る。なお施策の実施計画全体については、第10章にて述べる。

短期的な整備（令和2～6年度）

■中里貝塚史跡広場の整備

- ・学校教育や現地での学習機会の提供にかかわる諸活動時の利便性を高めるとともに、人々が集い、遺跡のある魅力的なエリアとするため、中里貝塚史跡広場においてトイレやベンチ、四阿といった便益施設の整備を目指す。

■見学ルートの設定および看板等の製作・設置

- ・史跡指定地への誘導をスムーズなものとするため、地域住民と調整しながら、見学ルートの設定を行なう。
- ・教育機関と協力して、小中学生の手による史跡紹介や中里貝塚への動線を記した看板等の製作・設置を検討する。

■デジタル機器を駆使したプログラムの導入

- ・現地で貝層などの実物資料を見ることができないことから、貝塚の規模や往時の環境、中里貝塚での採貝活動が体感できるような、デジタル機器（AR・VR等）を駆使したプログラムの導入を図る。

中・長期的な整備（令和7年度～）

■上中里2丁目広場の整備検討

- ・実物資料の野外展示の実現化を図るなど、上中里2丁目広場の「見学エリア」としての機能強化を目指す。

■貝塚の規模が体感できる方法の検討

- ・デジタル機器の使用のみならず、貝塚全体の規模が体感できるような工夫の検討を進める。

■ガイダンス施設等の検討

- ・指定地外の適地におけるガイダンス施設等の検討を進める。

第9章 運営・体制の整備

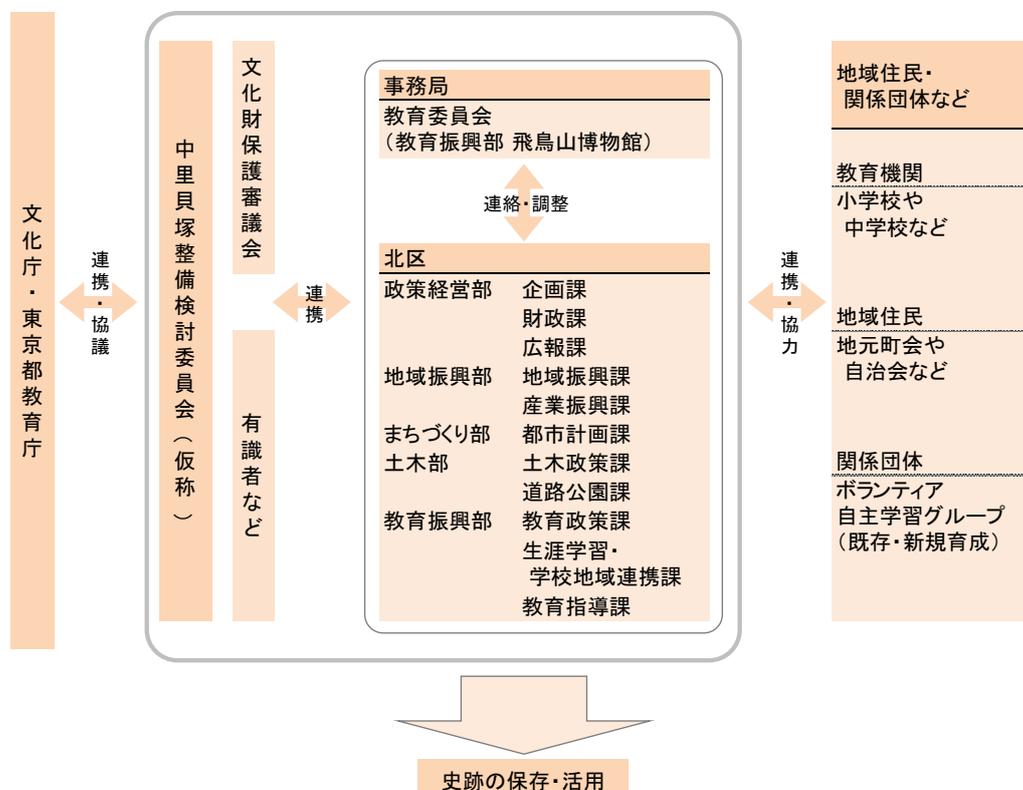
第1節 運営・体制の方向性

中里貝塚の保存管理及び整備活用事業を推進するために、運営体制の拡充を図る。安定した運営体制を維持するためには、地域住民や関係団体との協力・連携が不可欠である。さらに国や東京都、北区の関係部局、教育機関や専門家等と密に情報共有を行うことで、史跡を活かしたまちづくりの実現を目指す。

第2節 運営・体制の方法

2箇所史跡指定地は公有地であり、現在は北区教育委員会が主体となって、地元団体の協力を得ながら維持管理を行っている。引き続き北区教育委員会を管理主体とするが、今後の整備活用に向けて、展示や体験学習等を企画できる専門職員（学芸員）の配置及び技術向上も重要となる。また、現地の案内や体験イベント等の運営をすることのできるボランティアを段階的に育成するなど、担い手の確保と円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を図る。

史跡の整備活用にあたっては、指定地内の現状変更が発生するため、その規模と内容に関して国や東京都と十分な協議を行い、保存と活用が両立できるように調整を図る必要がある。



第34図 体制概念図

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第6章～第9章で示した中里貝塚の保存管理、活用、整備、運営・体制の方法について、以下を目安として、段階的に検討・実施していくこととする。

第1節 短期的な取り組み

保存・管理

史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存するため、本計画で定めた方針に基づき指定地の維持管理を適切に実施する。史跡の保存管理にあたっては、地元住民や関係団体と連携・協力しながら行うこととする。

今後の保存整備事業に向けて中里貝塚の確認調査等を継続的に実施し、それらの調査成果を整備計画へ反映させる。

活用・整備

展示や講座・講演会、他自治体と連携したシンポジウムの開催、教育現場への出張授業といったソフト面での周知活動を積極的に展開する。

現地での利用環境向上のため、中里貝塚史跡広場内にトイレやベンチ、四阿といった便益施設の整備を図る。また地域住民と調整を図りながら、近隣の文化財と一体となった見学ルートの設定を行なう。そして教育機関と協力して、史跡紹介や最寄り駅・主要施設からの動線を記した看板等の製作・設置を進め、史跡保護への若い世代の気運を醸成しつつ、現地に人を呼び込むための環境整備を進める。加えて体感の素材づくりのため、デジタル機器を駆使したプログラムの開発および本格的運用を図る。

運営・体制

幅広い人材確保や人員交流のため、史跡を学ぶ自主学習グループやボランティアグループの設立を進める。

第2節 中期的な取り組み

保存・管理

史跡を確実に保存するため、指定地の適切な維持管理を継続する。また、短期的な取り組みで整備した諸施設については、本計画で定めた方針に基づき適切な維持管理を行なう。一方、史跡指定地周辺において地下に埋蔵された貝層に影響を与えるような開発行為が計画された場合には、事前協議等により地下遺構の保護を図る。

中里貝塚の全容解明に向けて調査・研究を継続し、それらの調査成果を随時、史跡の保存活用事業へ反映させる。

活用・整備

短期的な整備が終わった指定地で、史跡の価値や魅力を積極的に発信しつつ、まちの賑わいを生み出すような普及啓発活動を積極的に展開する。なおその過程においては、史跡のイメージキャラクターを創作し、幅広く活用することとする。

運営・体制

自主学習グループやボランティアグループの本格的な活動を通して、「体験エリア」「見学エリア」「研究エリア」の相互利用が、将来にわたって円滑に行われるように図る。

第3節 長期的な取り組み

保存・管理

史跡を確実に保存するため、指定地の適切な維持管理を継続する。また、社会情勢の変化などにより、史跡を取り巻く環境が本計画と合致しない場合には、計画の一部見直しも含めて対応を検討する。

中里貝塚の全容解明に向けて調査・研究を継続し、それらの調査成果を随時、史跡の保存活用事業へ反映させる。

活用・整備

上中里2丁目広場において、実物資料の野外展示等の実現化を図り、「見学エリア」としての機能強化を目指す。そして地域住民の理解を得ながら、市街地の中にあっても貝塚の規模が体感できる仕掛けづくりを検討し、実現化を探る。

さらに、様々な活用事業を通して、「体験エリア」「見学エリア」「研究エリア」の相互利用を促進させる。

現地での各種活動の拠点づくりのため、ガイドンス施設の検討を進める。

運営・体制

関係諸機関と調整を図りながら、専門職員（学芸員）も含めた史跡の担い手の継続的な確保と、円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を進め、ソフト面・ハード面ともに成長し続ける史跡を目指す。

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存・活用・整備は、将来にわたって継続して取り組む必要があることから、本計画の進捗状況を定期的に経過観察することで、本来の目的に則しているか、社会情勢の変化と対応しているかなどを分析・検証し、新たに発生した課題を改善することが求められる。

経過観察は管理主体である北区教育委員会が実施することとし、分析・検証結果を中長期計画に反映させることで、より効果的な史跡整備を図る。

第2節 経過観察の方法

第5章で示した基本方針、及び第6～9章で個別に検討した保存管理・活用・整備・運営体制の方向性について、それぞれの取組状況と達成度を把握するため、点検表を用いて経過観察を実施する。

点検表のサンプルに関しては、平成27年3月に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』p.68～69 掲載の自己点検表を用いることとする。

第3節 点検・検証結果の反映

点検、検証によって得られた結果を、史跡の保存活用に反映する。点検、検証の結果によっては、本計画の見直しを図ることとする。

第8表 史跡等・重要文化的景観の自己点検表

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか。	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか。	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか。	1	2	3	

参考文献リスト

- 佐藤傳蔵・鳥居龍蔵 1894 a 「武蔵北豊島郡中里村貝塚取調報告」『東京人類学会雑誌』9-98
佐藤傳蔵・鳥居龍蔵 1894 b 「武蔵北豊島郡中里村貝塚取調報告」『東京人類学会雑誌』9-99
佐藤傳蔵・鳥居龍蔵 1896 「武蔵國北豊島郡中里村貝塚取調報告」『東京人類学会雑誌』11-121
東北新幹線中里遺跡調査会 1984 『中里遺跡・発掘調査の概要Ⅰ』
東北新幹線中里遺跡調査会 1985 『中里遺跡・発掘調査の概要Ⅱ』
東京都北区教育委員会 1992 『中里遺跡 仮称・第二特別養護老人ホーム地点』
東京都北区教育委員会 1993 『中里遺跡 東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社ビル地点』
東京都北区教育委員会 1997 『中里貝塚－発掘調査概報－』
東京都北区教育委員会 2000 『中里貝塚』
東京都北区教育委員会 2000 『国指定史跡 中里貝塚Ⅱ』
東京都北区教育委員会 2002 『七社神社裏貝塚・西ヶ原貝塚Ⅲ・中里貝塚Ⅱ』
北区飛鳥山博物館 2010 『中里貝塚国史跡指定 10 周年記念 奥東京湾の貝塚文化－中里貝塚とその時代－ 展示図録』
東京都北区教育委員会 2012 『中里貝塚範囲確認調査報告書』
中島広顕 2015 「史跡中里貝塚」『遺跡学研究』日本遺跡学会誌第 12 号 日本遺跡学会
北区飛鳥山博物館 2016 『北区のたからばこー北区文化財ガイドブッケー』
東京都北区教育委員会 2018 『史跡中里貝塚 総括報告書』
- 文化庁文化財部記念物課 2005 『史跡等整備のてびき I～IV』
文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 東京都北区 2010 『北区都市計画マスタープラン 2010』
東京都北区 2010 『北区緑の基本計画』
東京都北区 2015 『北区基本計画 2015』
東京都北区 2015 『北区観光振興プラン』
東京都北区 2015 『北区環境基本計画 2015』
東京都北区 2015 『北区景観づくり計画』
東京都北区教育委員会 2015 『北区教育大綱 2015』
東京都北区教育委員会 2015 『北区教育ビジョン 2015』
東京都北区 2016 『北区シティプロモーション方針』
東京都北区 2016 『北区人口ビジョン』
東京都 2017 『屋外広告物のしおり』

巻末資料

1. 指定説明文

(1) 平成12年7月1日発行『月刊文化財 七月号』

中里貝塚

東京都北区上中里二丁目

中里貝塚は、武蔵野台地下、旧東京湾奥部の西側の浜辺に営まれた縄文時代の貝塚である。付近の武蔵野台地上には同じ縄文時代中期の西ヶ原貝塚や御殿前遺跡がある。

中里における貝塚の存在は早くから知られ、大森貝塚の発掘から九年後の明治十九年には白井光太郎によって「中里村介塚」として学界に初めて報告された。その後、明治二十九年には鳥居龍蔵らが、貝塚を見渡したスケッチを残している。このように明治年間から学界に報告され注目された貝塚であったが、その後、鉄道敷設や宅地化でしだいにその存在も忘れられていった。

昭和三十三年に和島誠一による調査が行われ、厚さ二メートル以上に及ぶハマグリとマガキからなる貝層が確かめられた。昭和五十八―五十九年に周辺で行われた調査でも、当時の浜辺からムクノキ製の丸木船一艘と集石炉二基が出土した。公園建設に伴って北区教育委員会が行った平成八年の発掘調査では、厚さ四メートルの大規模な貝層と貝の処理施設と考えられる二基の浅い皿状の土坑が検出された。この土坑は一・六×一・三メートルと〇・六×〇・五メートルの大きさで、いずれも内壁に粘土を貼り、枠取りをするように枝を縁に巡らしている。土坑内からは大小の焼石やマガキのブロックが出土したことから、土坑中に貝を置いて水を張り、焼石を投入して水を沸騰させ、貝の口を開けた処理施設であったと推測された。こうした施設を用いて集中的に貝を加工した結果、膨大な量の貝が堆積したことも想定された。また、出土土器から貝層の形成は縄文時代中期中葉から後期初頭であること、貝層中には焼き火跡と判断される木炭層や灰層があることも確認された。さらに、平成十一年にも、マンション建設に先立って、北区教育委員会が平成八年の調査地点の西一二〇メートルの地点を発掘調査し、厚さ二メートル以上の貝層下の波食台に敷かれた長さ六・二メートル以上の木道と、それに続く長径三・二メートル、短径一・七メートル、深さ〇・五メートルの土坑を確認した。なお、平成八年、十一年の両調査地点とも保存が図られている。

このように中里貝塚は、集落から離れた浜辺で付近の集落に暮らした人びとが協業して貝加工を行った結果残された、南北一〇〇メートル以上、東西五〇〇メートル以上の範囲に最大で厚さ四・五メートル以上の貝層が広がる、巨大な貝塚である。そして、縄文時代に自給自足的な範囲を越えて内陸の他の集落へ供給することを目的とした貝の加工処理があったことを各種の遺構で具体的に伝える重要な遺跡でもある。よって史跡に指定し保護を図るものである。

(2) 平成24年9月1日発行『月刊文化財 九月号』

中里貝塚

東京都北区

中里貝塚は、旧東京湾奥部の西側、標高三メートルの浜辺に立地する縄文時代中期後半の貝塚である。その存在は明治初期から学界で広く知られ、東西五〇〇メートル、南北一〇〇メートル、最大厚四・五メートルの貝層は、国内最大級の規模を有する。

この分厚い貝層は、ハマグリとマガキの純貝層によって形成されることや、周辺に居住域が未確認であったことから、かつては自然貝層とする見解もあった。しかし、昭和五十八年以降の北区教育委員会による数度にわたる発掘調査により、少量ながら加曽利E式土器が出土すること、浅い土坑から出土する焼け石やマガキから煮沸等による貝の加工が想定されること、貝層中から焼土・木炭・灰がブロック状に包含されること等から、貝の加工を集中的に行った結果として貝層が分厚く堆積したことが明らかになった。また、貝塚に近接した低地からは、ほぼ完全な形の丸木舟が出土し、旧東京湾における海上活動の一端も明らかになった。このように、中里貝塚はその規模もさることながら、居住域に近接し生活残滓の廃棄によって形成された通常の貝塚とは異なり、貝の加工場として生業実態を知ることのできる数少ない貝塚であることから、平成十二年に史跡に指定された。

今回、既指定地の西側隣接地において発掘調査を実施したところ貝層の西端部が確認された。また、貝層の上部に縄文時代晩期の泥炭層が確認されたことで、海退による陸化の状況も具体的に明らかになった。よって、この部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

2. 文化財関連法規

(1) 文化財保護法（抄録）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百十二条、第二百二条、第三百一十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項に認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二十九條の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二十九條の四 第二十九條の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第五十三條第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五條第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二十九條の五 文化庁長官は、第二十九條の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二十九條の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二十九條の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二十九條の二第四項各号のいずれか適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二十九條の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(2) 文化財保護法施行令 (抄録)

(昭和50年政令第267号)

最終改正：平成29年6月14日政令第156号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(事務の区分)

第七条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄録）
(昭和26年文化財保護委員会規則第10号)

最終改正：平成27年12月21日 文部科学省令第36号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

史跡 中里貝塚 保存活用計画

発行日 令和2年(2020)3月 刊行物登録番号
発行 東京都北区教育委員会 ○○○○○

編集 東京都北区教育委員会 教育振興部 飛鳥山博物館
〒114-0002 東京都北区王子1-1-3
TEL 03(3916)1133
FAX 03(3916)5900